

## 国民スポーツ大会への名称変更に伴う第80回国民体育大会青森県準備委員会の名称等の改正

スポーツ基本法の改正により、「国民体育大会」が平成35年1月1日（第78回大会）以降「国民スポーツ大会」となる。このため、第80回国民体育大会青森県準備委員会（以下「県準備委員会」とする。）の名称等について下記のとおり改正する。

### 1 県準備委員会の名称

「第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会」に改称する。  
（会則の改正案は別紙1、新旧対照表は別紙2のとおり。）

### 2 これまでに県準備委員会において制定した方針等

- （1）「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に置き換える。
- （2）「国体」を「国スポ」に置き換える。

※なお、第77回大会以前の名称の標記は国民体育大会（国体）とする。

### 3 施行日

日本スポーツ協会において国民体育大会開催基準要項を改正（第78回大会以降を「国民スポーツ大会」とする旨の改正）した日をもって施行する。

※スポーツ基本法の改正をもって名称変更となるものであるが、国民体育大会を所管する日本スポーツ協会が開催等に係る要項を定めているため。

### 4 留意事項

- （1）改正後の県準備委員会の会則については、施行日以降に県準備委員会委員等へ通知する。
- （2）これまでに県準備委員会において制定した方針等に係る改正後の方針等については、次回の県準備委員会総会で報告する。